

議案
第75号 ▶ 可決

路上喫煙の防止 に関する条例



路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、路上喫煙の防止に必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全の確保、喫煙マナー及び環境美化意識の向上、受動喫煙による健康への悪影響の防止を図り、安全で快適な生活環境を確保するため、本条例を制定します。

問 火の点かないたばこも対象となるのか。

答 電子たばこなど、火の点かないものも、すべて対象となる。

問 白岡駅西口の喫煙所について、シラオカフェの喫煙所開設に伴い、既存の屋外の喫煙所は今後どうするのか。また、新白岡駅の喫煙所は、どのあたりが指定されるのか。

答 路上喫煙禁止区域はこれから指定するものであり、その中の喫煙所についても未定である。禁止区域の指定と合わせて検討する。

問 路上喫煙禁止区域は、どのようなプロセスで指定されるのか。

答 白岡・新白岡の両駅のロータリーの近隣の住民、事業者にアンケートを実施する。また、環境審議会の意見を聴く。それらの意見を勘案し、指定する予定である。



シラオカフェ(旧白岡市役所連絡所)

議案
第76号 ▶ 可決

新白岡駅東口交番北側広場の 設置及び管理に関する条例

市のまちづくりの推進及び地域コミュニティの活性化を図り、住民福祉の増進のため、新白岡駅東口交番北側広場を設置する条例を制定します。

問 第4条の「行為の制限」について、例えば、防災訓練で火気を使用しない場合などでも、団体が単独で利用する場合には許可が必要か。

答 団体等が利用する場合は、事前に申請をお願いすることになる。

問 交番北側広場の用途地域は第1種住居地域だが、イベントの開催やキッチンカーを呼ぶことを視野に入れると、商業系の用途地域にしたほうが良いのではないか。

答 交番北側広場の設置位置は、近隣商業地域に含まれるエリアとなっている。



新白岡駅東口
交番北側広場

条 例 改 正

議案
第80号 ▶ 可決

国民健康保険税条例の 一部改正

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的として、国民健康保険税の税率を改定します。

問 各世帯の負担は、モデルケースごとにどうなるのか。

答 70歳以上の年金収入の夫婦世帯（年金収入が夫240万円、妻80万円）の場合、2割軽減が適用され年税額16万2200円、6年度比で1万1200円の増額となる。40歳代の夫婦と未就学児の3人世帯（夫の所得237万円、妻の給与収入50万円）の場合、未就学軽減が適用され年税額38万5100円、6年度比で2万600円の増額となる。

反対討論

国民健康保険制度は、加入者の所得が全体として低く、経済基盤が脆弱な制度である。社会保障制度として、国が責任を果たすべきであり、同時に市として法定外繰入を行うなど支援を行う必要がある。当面、国や県への政策的援助を主張すべきだ。

(編集・レイアウト担当 浜口・和賀・中山)